

大雪地区広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関して必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、給料の月額額の 10 分の 1 以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。